

「親亡き後」問題について

弁護士 稲垣 宏子

「あんきネット」は、当事務所と旧めいきん生協(現コープあいち)を母体に設立されたNPO法人です。高齢者・障害者のくらしの安心、安全と生きる権利を守ることを目的に平成17年に設立され、これまでに高齢者・障害者を始めとする多くの方々の生活支援に携わってきました。

ところで、皆さんは「親亡き後」問題をご存じでしょうか。重度の障害を持つ子どもを親が介護している場合、親が死亡した後の介護はどうなるか、多くの親御さんが大変な負担と悩みを抱えています。

Aさん(当時50歳)は小児脳性麻痺の影響で幼少時から上下肢不自由で寝たきりの状態にあり、父親が亡くなった後は母親(70歳)のBさんが自宅でAさんを介護する生活をしていました。ところがBさんは突如病に倒れ、医師から余命数ヶ月の宣告を受けました。母親として自分が亡き後もA

さんが安心して生活していけるような環境を整えなければならぬ、Bさんの奔走が始まります。Bさんは、生協を通じて、あんきネットの存在を知り、あんきネットを成年後見人候補者として裁判所に審判を申立てました。

しかし、審判を目前にしてBさんは、お亡くなりになりました。その後、当事務所で親族を探し出し、親族の協力を得て手続を継続することができました。そして、Bさんの遺志どおり、あんきネットが成年後見人に選任され、その後、Aさんは、あんきネットの監護のもと療護施設にて安定した生活を送りました。そのAさんも、今年、脳梗塞でBさんのもとへ旅立たれました。

親は否が応でも老いていきます。親亡き後問題は障害を持つ子どもがいる親、家族だけの問題ではなく、地域、行政、福祉、医療等、社会全体で支援すべきものであると感じます。